

数量公開用図書

設計

令和8年5月

工事名称 帯広小学校照明LED化改修工事

工事場所 帯広市西8条南5丁目1番地

※注意事項

- ①本設計書は参考数量として取り扱い、数量の相違については、各々の判断で入札価格に反映させてください。

設計説明書

1. 施工理由

本工事は、LED化工事を行うものである。

2. 工期

契約上の着工日から令和9年3月5日まで

3. 仕様書 別紙「特記仕様書」による。

4. 構造・規模

校舎 RC造一部S造 地上3階建 延床面積 5,340.00㎡

屋内運動場 S造一部RC造 地上2階建 延床面積 939.00㎡

5. 電気設備内容

照明器具LED化

6. 別途工事

なし

(工事価格 _____)

(_____)

(_____)

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

校舎		電灯設備			電灯分岐		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
LED照明器具	LSS10 -4 -48 LN	198.	個				
吊具	パイプ型500mm	6.	組				
LED照明器具A	AFX440SKN LE9相当品	12.	個				
LED照明器具	LSS9 -4 -23 LN	3.	個				
LED照明器具	LSS1 -4 -48 LN	7.	個				
LED照明器具B	AFX450NJV LE9相当品	16.	個				
LED照明器具	LSS9 -2 -15 LN	1.	個				
LED照明器具	LRS20 -4 -48 LN	18.	個				
LED照明器具	LRS20 -4 -37 LN	31.	個				
LED照明器具C	AFX429REN LE9相当品	125.	個				
LED照明器具D	XFL326GA LE9相当品	6.	個				
LED照明器具E	AFX450JV LE9相当品	12.	個				
LED照明器具F	AFX219VEN LE9相当品	7.	個				
LED照明器具	LSS13 -4 -29 LN	44.	個				
LED照明器具G	XYG2404N相当品 球形タイプ 電源別置	3.	個				

校舎		電灯設備			電灯分岐		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
LED照明器具H	球形タイプ NTS01108W LE1相当品	3.	個				
LED照明器具L	LGB81700 LE1相当品	4.	個				
LED照明器具N	NNFW21885 LE9相当品	8.	個				
LED照明器具	LBF3MP/RP -4 -20 LN	11.	個				
LED照明器具O	LGC55123 相当品	1.	個				
LED照明器具P	標示灯 壁面・天井面 片面 「使用中」	5.	個				
LED照明器具Q	標示灯 壁面・天井面 片面 「放送中」	1.	個				
高所作業車		1.	台・日				
撤去							
Hf蛍光灯器具撤去	露出形 FHF 32W ×2 再使用しない	198.	個				
Hf蛍光灯器具取外し	露出形 FHF 32W ×2 再使用する	8.	個				
照明撤去	露出形 FHF 32W ×4 再使用しない	4.	個				
Hf蛍光灯器具撤去	露出形 FHF 32W ×1 再使用しない	3.	個				
Hf蛍光灯器具撤去	露出形 FHF 32W ×2 再使用しない	7.	個				
Hf蛍光灯器具撤去	露出形 FHF 32W ×2 再使用しない	16.	個				

帯広小学校照明LED化改修工事

特記仕様書

令和 8 年 5 月

帯広市学校教育委員会教育総務室学校地域連携課

● 共通事項特記仕様書

I 工事概要及び範囲

II 各 工 事

● 第 1 章 一般共通事項

● 電気設備工事特記仕様書

● 工 事 概 要

● 電気設備共通事項

○ 電力設備工事

○ 発電設備工事

○ 通信・情報設備工事

○ 映像・音響設備工事

○ 構内配電線路設備・構内通信線路設備

○ 環境配慮改修工事

● 機器取り付け高さ

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 帯広市西8条南5丁目1番地

2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	校舎RC造	RC造(一部S造)・3階	5,340	m ²	
●	屋内運動場S造	S造・1階	834	m ²	
●	屋内運動場RC造	RC造・2階	105	m ²	

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ○ 有 ● 無

4. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約上の着工日から 令和 9年 3月 5日まで

5. 別途工事

6. 施工区分(分離発注の場合のみ記入)

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工 種				備考
	建築	電気	暖房	衛生	
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填		○	○	○	補強は建築
上記の補強	○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○				埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○			
設備機器用基礎	○	○	○	○	
バルコニー・ルーフ等 排水金物	○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	○				接続は衛生
木製建具枠の取付け	○				建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	○	
同上 防雪フード	○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		○		
水道検針盤		○	○	○	
灯油集中盤への配線接続		○	○	○	

II 各 工 事

1. 図面(閲覧用設計書を含む)及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、「公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版」、「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。)及び「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和7年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - (1) 章は●印を、項目は▶印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は●印の付いたものを適用する。
 - ・●印の付かない場合は、*印をつけたものを適用する。
 - ・●印と(●)印が付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の予定の有無 ○有 *無
5. 関係法令等
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、適切に施工すること。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。)
 - ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 石綿障害予防規則
 - ・ 特定化学物質障害予防規則
 - ・ 建築基準法
 - ・ 環境基本法
 - ・ 土壤汚染対策法
 - ・ 建設副産物適正処理推進要綱
 - (2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事等編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。
6. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。
 - ・ 児童生徒及び施設利用者の安全に十分注意し施工すること。
 - ・ 工事工程の検討、施工時間及び休日施工の検討に当たっては、施設管理者(教員及び管理人を含む。以下「施設管理者等」という。)と十分調整し、計画を立案すること。
 - ・ 特に騒音が発生する工事については、施工管理者等と十分調整を行うこと。
 - ・ 工事車両の動線及び資材置場等の確保については、施設管理者等と協議し決定すること。
 - ・ 停電作業の実施にあたっては、監督員及び施設管理者等と十分調整し、日程を決定すること。
また、可能な限り停電時間を短縮するよう努めること。

● 第 1 章 一般共通事項

項 目 特 記 事 項

▶ 1. 地元材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）														
▶ 2. 環境への配慮	<p>受注者は本工事において、次の(1)から(4)を遵守すること。</p> <p>(1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次のア. からウ. を満たすものとする。</p> <p>ア. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は監督員と協議すること。</p> <p>イ. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。</p> <p>ウ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。</p> <p>※1 化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤</p> <p>(2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。</p> <p>(3) 工事中の留意事項</p> <p>ア. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。</p> <p>イ. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、監督員に速やかに報告するとともに、監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。</p> <p>(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。</p> <p>【測定対象化学物質の種類及び指針値】</p> <table border="1" data-bbox="579 1816 1390 2063"> <thead> <tr> <th>測定対象化学物質</th> <th>厚生労働省の指針値（25℃の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>0.08 ppm（100 μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>0.07 ppm（260 μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>0.05 ppm（200 μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>0.085 ppm（370 μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>0.05 ppm（220 μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>パラジクロロベンゼン</td> <td>0.04 ppm（240 μg/m³）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※パラジクロロベンゼンは文部科学省大正建築物のみ適用</p>	測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）	ホルムアルデヒド	0.08 ppm（100 μg/m ³ ）	トルエン	0.07 ppm（260 μg/m ³ ）	キシレン	0.05 ppm（200 μg/m ³ ）	エチルベンゼン	0.085 ppm（370 μg/m ³ ）	スチレン	0.05 ppm（220 μg/m ³ ）	パラジクロロベンゼン	0.04 ppm（240 μg/m ³ ）
測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）														
ホルムアルデヒド	0.08 ppm（100 μg/m ³ ）														
トルエン	0.07 ppm（260 μg/m ³ ）														
キシレン	0.05 ppm（200 μg/m ³ ）														
エチルベンゼン	0.085 ppm（370 μg/m ³ ）														
スチレン	0.05 ppm（220 μg/m ³ ）														
パラジクロロベンゼン	0.04 ppm（240 μg/m ³ ）														

	<p>濃度測定 ○ 行う ● 行わない</p> <p>測定箇所 () 箇所 ※測定する位置は、図示による。</p> <p>測定回数 * 1回 ○ 2回</p> <p>測定時期 ※ 測定を行う時期は、監督員の指示による。</p> <p>測定方式 拡散法（パッシブ方式）又は厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。</p> <p>分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。</p> <p>測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。</p>
▷ 3. 地域材の優先使用	<p>本工事に使用する木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、地元（管内）木材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。</p>
▷ 4. 合法木材の使用	<p>木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。</p> <p>また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。</p>
▶ 5. 特別な材料の工法	<p>設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。</p>
▶ 6. 品質計画	<p>建築基準法に定められた区分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風 速 ($V_0 = 30$ m/s) ・ 地表面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV) ・ 垂直積雪量 (130 cm)
▶ 7. 工事写真	<p>工程写真は、営繕工事写真撮影要領 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）による。</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）による。</p> <p>完成写真は、監督員と協議すること。</p>
▷ 8. 技能士	<p>(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により監督員に報告すること。</p> <p>ただし、作業の軽微なものは、監督員との協議により省略することができる。</p> <p>なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合は「技能者選定通知書」の提出を省略できる。</p> <p><職種></p> <p>型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作</p> <p>(2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書、又は技能検定合格書の写し、或いは技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付すること。</p>

▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等	(3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。																								
▶ 10. 交通安全管理	<p>受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 労働者の安全衛生教育の徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、監督員と協議すること。 <p>受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画すること。 なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜監督員に報告すること。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは、速やかに監督員に連絡した後、書面により報告すること。 (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。 																								
▶ 11. 工事完成時の提出図書等	<p>工事が完成した時は、帯広市営繕工事現場管理要領により、書類を整理のうえ、イージーキャビネット（A4版）に収納し提出すること。完成図の製本は専門業者によるものとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 完成図</td> <td>* 作成する</td> <td>○ 作成しない</td> </tr> <tr> <td>・ 縮小版製本（A3二つ折り）</td> <td>● 2部</td> <td>○ 3部</td> </tr> <tr> <td>・ 100%製本</td> <td>● 1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 別途工事分完成図について</td> <td>○ まとめる</td> <td>● まとめない</td> </tr> <tr> <td>・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">CD-R等による提出</td> </tr> <tr> <td>・ 設計原図の貸与</td> <td>* 有り</td> <td>○ 無し</td> </tr> <tr> <td>・ CADデータの貸与</td> <td>* 有り</td> <td>○ 無し</td> </tr> </table> <p>(2) 保全に関する資料（提出部数 * 1部 ○ ___部）</p> <p>(3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書） 各設備の機能が十分発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。</p> <p>指導案内書 A4判用紙を標準 2部（学校地域連携課1+施設1） 同上データ CD-R等による 1式</p> <p>(4) その他、必要とする書類については、監督員の指示による。</p>	(1) 完成図	* 作成する	○ 作成しない	・ 縮小版製本（A3二つ折り）	● 2部	○ 3部	・ 100%製本	● 1部		・ 別途工事分完成図について	○ まとめる	● まとめない	・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF）			CD-R等による提出			・ 設計原図の貸与	* 有り	○ 無し	・ CADデータの貸与	* 有り	○ 無し
(1) 完成図	* 作成する	○ 作成しない																							
・ 縮小版製本（A3二つ折り）	● 2部	○ 3部																							
・ 100%製本	● 1部																								
・ 別途工事分完成図について	○ まとめる	● まとめない																							
・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF）																									
CD-R等による提出																									
・ 設計原図の貸与	* 有り	○ 無し																							
・ CADデータの貸与	* 有り	○ 無し																							
▶ 12. 高度技術・創意工夫	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。																								
▷ 13. 電力基本料金	本受電から引渡しまでの電力基本料金 ○ 本工事 ○ 別途																								

▶ 14. 発生材の処理等

発生材の処理等は、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、処分数量の確認のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を監督員に提示すること。

なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： 照明器具（取外し分）

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： 金属くず

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

4. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを監督員に提出すること。

- (3) 特別管理産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処理方法	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

- (4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	建設発生木材
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処理区分	<input type="radio"/> 縮減 <input type="radio"/> 現場で使用
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	蛍光灯
処理区分	<input checked="" type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先： 北海道エコシス
	片道運搬距離 (8.1 km)
種 類	
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車	
業 者 名	(<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>)
許 可 番 号	× × × × ×

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面又は映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

・ 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・ 再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計 200 t 以上
アスファルト・コンクリート塊	
建設発生木材	

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。 (7.1.3)

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。

▷ 16. 特殊な建設副産物の回収及び処分

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

イ. 分析調査

○ 行う ○ 行わない

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)

(1) フロン

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	* 回収
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

イ. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(3) イオン化式感知器

製造業者に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(5) PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸))

種類	○ 泡消火剤 ○ その他 ()
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

▷ 17. 北海道循環資源利用促進税	本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
▷ 18. 自主施工期間の施工条件	自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。
▷ 19. 防寒養生	<p>ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を監督員と十分協議の上、施工するものとする。</p> <p><工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事</p>
▷ 20. 季節労働者などの雇用	<p>防寒養生は、次の範囲とする。</p> <p>(1) 養生期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</p> <p>ただし、上記期間外において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする。</p> <p>なお、寒中コンクリートの適用期間については、建築工事監理指針第6章第11節 表6.11.1による。</p> <p>(2) 養生方法</p> <p>7. 仮囲 ○ 上家仮囲 ○ 側 仮 囲</p> <p>4. 採暖 ○ 外部採暖 ○ 内部採暖</p> <p>工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努めること。</p>
▶ 21. 火災保険等	<p>工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとし、取扱いは次による。</p> <p>(1) 付保する保険</p> <p>工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。</p> <p>なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。</p> <p>(2) 保険金</p> <p>原則として請負代金額とする。</p> <p>(3) 保険の期間</p> <p>保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。</p> <p>工事着手日 ～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。</p> <p>完成引渡し ～ 工期に14日追加した日とする。</p> <p>(4) 対象外工事</p> <p>次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。</p> <p>(ア) 解体、撤去、分解又は片づけ工事</p> <p>(イ) 外構工事</p> <p>(5) 保険契約の変更</p> <p>保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。</p> <p>(6) 保険証券等の提出</p> <p>保険契約を締結（変更を含む）した場合は、当該保険証券等の写しを工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(7) 協議</p> <p>この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。</p>

▶ 22. 法定外の労災保険の付保

本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。

- (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約をいう。
- (2) 受注者は、本工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。
- (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。
- (4) 契約書第23条に基づき本工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を監督員へ提出しなければならない。
- (5) 本工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

▶ 23. 現場環境改善

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。

▷ 24. 快適トイレの設置

本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。

- (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。
- (2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものとする。ウ.については必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。

ア. 快適トイレに求める標準仕様

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- (エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- (オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (カ) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品

- (ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (イ) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ウ) サニタリーボックス
- (エ) 鏡付きの洗面台
- (オ) 便座除菌シート等の衛生用品
- ウ. 推奨する仕様、付属品
- (ア) 便房内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上）
- (イ) 擬音装置
- (ウ) 着替え台
- (エ) フラッパー機能の多重化

<p>▶ 25. 建設業退職金共済制度</p>	<p>(オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (カ) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場） (3) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意すること。 7. 男女別で1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で1基ずつ2基/現場まで、一体型で1基/現場までとする。 4. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。 ウ. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。</p>			
<p>▶ 26. 工事標識</p>	<p>工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。 受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示すること。</p>			
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">006</td> <td style="text-align: center;"> <p>工 事 名</p> <p>工 期 自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日</p> <p>発 注 者 帯 広 市</p> <p>監 理 帯 広 市 学 校 教 育 部 教 育 総 務 室 学 校 地 域 連 携 課</p> <p>受 注 者</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">1,800</td> </tr> </table> <p>注1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地</p>	006	<p>工 事 名</p> <p>工 期 自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日</p> <p>発 注 者 帯 広 市</p> <p>監 理 帯 広 市 学 校 教 育 部 教 育 総 務 室 学 校 地 域 連 携 課</p> <p>受 注 者</p>	1,800
006	<p>工 事 名</p> <p>工 期 自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日</p> <p>発 注 者 帯 広 市</p> <p>監 理 帯 広 市 学 校 教 育 部 教 育 総 務 室 学 校 地 域 連 携 課</p> <p>受 注 者</p>	1,800		
<p>▶ 27. 工事实績情報の登録</p>	<p>受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない（ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。）。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）</p>			
<p>▶ 28. 施工体制台帳の整備</p>	<p>建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督員に提出しなければならない。また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示すること。</p>			
<p>▷ 29. 共同企業体編成表の提出</p>	<p>本工事を共同企業体で受注した場合は、契約締結後5日以内に共同企業体編成表作成のうえ監督員に提出しなければならない。</p>			
<p>▶ 30. 完成施設事後調査実施</p>	<p>帯広市工事請負契約に定める「契約不適合責任」期間内に、完成施設事後調査実施方針に基づき下記調査を行う。</p>			
<p>▶ 31. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応</p>	<p>○ 一次調査 ※ 一次調査及び二次調査 (1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。 また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。 (2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督員に報告しなければならない。</p>			

▷ 32. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応

- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督員と協議するものとする。

受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

▶ 33. 週休2日工事

- (1) 本工事は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日工事の対象工事であり、当初予定価格は月単位の週休2日以上での達成を前提とした経費の補正を行っている。

- (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。
なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。

- (3) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。受注者の責によらず、土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上（現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態）の現場閉所がされている状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

通期の週休2日とは、対象期間の全体を通じた期間において、土日・祝日にかかわらず、4週8休以上の現場閉所がされている状態をいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

契約後、週休2日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

- (4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

- (5) 週休2日の確保の取組みは、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

- (6) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ・ 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
- ・ 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。

- (7) 発注者が必要に応じ週休2日の実施状況の聞き取り等を行う場合には、受注者は協力するものとする。

	<p>(8) 補正の対象となる経費は、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費とし、現場閉所の達成状況の結果、完全週休2日（土日）を達成した場合は、増額の設計変更を行い、月単位の週休2日に満たない場合は、減額の設計変更を行う。また、市場単価についても月単位の週休2日に満たない場合は設計変更を行う。</p> <p>なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については補正の対象としない。</p> <p>(9) 週休2日工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>(10) 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期に影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。</p> <p>(11) その他の事項については、帯広市週休2日工事实施要領によるものとする。</p>
<p>▶ 34. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間</p>	<p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申し出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事指示・協議書のいずれかで示すこと。</p> <p>不明な点については、監督員と協議すること。</p>
<p>▶ 35. 電子納品、情報共有システムの活用</p>	<p>本工事は、電子納品、情報共有システム活用の対象工事である。活用にあたっては、監督員と協議の上、「営繕工事電子納品要領」（平成24年3月12日付け国営施第25号）及び「電子納品運用ガイドライン」に基づき、情報共有システムを活用し、完成図書を電子納品すること。</p>

○ 灯油 ○ ガス

その他発電装置 ○ 燃料電池発電装置
○ 太陽光発電装置
○ 風力発電装置

直流電源装置 ○ 鉛蓄電池 ○ CS形
○ PS形
○ MSE形
○ 長寿命MSE形
○ HSE形
○ アルカリ蓄電池 ○ ポケット式
○ 焼結式
○ 焼結式シール形

直流電源装置の用途 ○ 受変電機器制御電源 ○ 非常用照明

UPS装置 ○ 常時インバータ給電方式簡易形
○ 常時インバータ給電方式
○ ラインインタラクティブ方式
○ 常時商用給電方式
停電補償時間 _____ 分

UPS装置の用途 (_____)

照明制御装置 ○ 人感センサ
○ 明るさセンサ ○ タイマ
● その他 (_____)

幹線設備 電灯 ○ 単相2線式100V 50Hz
○ 単相3線式200/100V 50Hz

動力 ○ 三相3線式200V 50Hz

電熱設備 ロードヒーティング ○ 単相100V
○ 単相200V
○ 三相200V
フロアヒーティング ○ 単相100V
○ 単相200V
○ 三相200V

雷保護設備 受雷部 ○ 突針
○ 水平導体又はメッシュ導体
引き下げ導線システム
○ 引下げ導線
○ 構造体利用引下げ導線

構内情報通信網設備
インタフェース ○ 100BASE-TX ○ 1000BASE-T
○ その他 (_____)

機器 L2スイッチ L3スイッチ
 ルーター メディアコンバーター
 その他 (_____)

構内交換設備
 回線種別 アナログ INS
 専用線 光
 交換装置 PBX IP-PBX
 VoIPサーバー クラウド
 実装数/容量数 局線数 _____ / _____
 内線数 _____ / _____
 電話機 一般形 多機能形
 停電用 IP電話機
 電源装置 停電補償時間 _____ 分

情報表示設備 マルチサイン装置
 出退表示装置
 時刻表示装置 出力回線数 _____ 回線

映像音響設備 有 無

拡声設備 Hi形増幅器 増幅器容量 _____ W
 一般放送用 非常放送用 一般非常兼用
 遠隔操作器 _____ 箇所

誘導支援設備 音声誘導装置 インターホン
 その他機器 テレビインターホン
 外部受付用インターホン
 トイレ等呼出装置
 受付呼出装置

テレビ共同受信設備 アンテナ UHF
 BS・110°CS
 CS
 その他 (AM・FM)

火災報知設備
 (1) 自動火災報知設備
 受信機 P 形 1 級 20 回線
 単独盤 複合盤
 壁掛形 自立形
 副受信機 _____ 台 _____ 回線
 自動試験機能 遠隔試験機能
 GP型3級受信機 (住戸内)
 発信機 P 形 1 級 組込形 露出形
 警報ベル 露出形 組込形
 総合盤 単独 (露出 埋込)
 消火栓箱組込形 (消火栓箱は別途工事)

(2) 自動閉鎖設備
 自動閉鎖装置連動制御器 単独盤 複合盤

- (3) 非常警報設備
- 一体型 複合型
 - その他 (非常ベル 表示灯 起動装置)
- (4) ガス漏れ警報設備 (機械設備のガス漏れ警報設備に係わる工事)
- 電気設備工事で設置 機械設備工事で設置
 - 施工の範囲 配管 配線
 - 基台 (警報機は別途)
 - 器具付け
 - 基台は警報出力接点付き、アダプター付きとする。
 - ガス種別 L P G 都市ガス
- 中央監視装置
- 警報盤
 - 簡易型監視制御装置
 - 監視制御装置
- 防犯入退室
管理設備
- センサ マグネットスイッチ
 - バイブレーションスイッチ
 - パッシブセンサ
 - 制御部 キースイッチ
 - 暗証番号入力装置
 - 磁気カード
 - I Cカード
 - 機器類は施設管理者リース品である。
- 共用灯設備
- 電気方式
- 単相2線式 (100V 200V) 50Hz
- 照明制御装置 人感センサー 明るさセンサ
- タイマ
- 外灯設備
- 架空 地中
 - ポール種別 鋼製塗装 アルミ
 - 溶融亜鉛メッキ塗装 溶融亜鉛メッキ[®] リエステル粉体塗装
 - 埋込式 ベースプレート式
 - ランプ ● LED
 - その他 (_____)
- 点滅方式
- 自動式 (自動点滅器 タイマ)
 - 手動式
- 電波障害防除設備
- 施工方法
- 架空配線式 地中配線式
 - アンテナ対策 C A T V
- 受信点
- 当該施設のテレビアンテナより分岐
 - 新設
 - 既設電波障害防除施設より分岐

● 電気設備共通事項

項 目	特 記 事 項							
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1. 電気保安技術者 ▶ 2. 諸手続 ▷ 3. 試運転調整 ▷ 4. 指定仮設 ▷ 5. 足場及び橋類 ▷ 6. 交通誘導警備員 	<p>電気主任技術者を補佐し、監督員の承諾を受け電気工作物の保安業務を行う電気保安技術者をおくこと。</p> <p>本工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、受注者が代行し速やかに行い、費用は全て受注者の負担とする。</p> <p>この工事に必要な試運転調整の費用は全て受注者の負担とする。</p> <p>* なし ○ 本工事（仮設計画図による）</p> <p>別契約の関係受注者の定置する足場、栈橋の類は、無償で使用できる。</p> <p>建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。</p> <p>なお、交通誘導警備員の区分、配置位置及び設置日数は、次による。 区分： ○ 交通誘導警備員A ○ 交通誘導警備員B 位置： 図面による。 設置日数： _____ 警備員詰所：（ ○ 設ける ○ 設けない）</p> <p>表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方</p> <table border="1" data-bbox="612 1010 1390 1160"> <thead> <tr> <th>工事現場の出入り口を設ける道路（路線）</th> <th>交通誘導警備員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地（DID）内の路線</td> <td rowspan="2">交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </tbody> </table> <p>市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。</p> <p>交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は監督員と協議すること。</p>	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分	市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導警備員B
工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分							
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A							
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線								
上記以外の路線	交通誘導警備員B							
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 7. 工事用電力水等 <ul style="list-style-type: none"> 1) 工事用水 2) 工事用電力 	<p>構内既存の施設 ● 利用できる（ * 有償 ● 無償 ） * 利用できない</p> <p>構内既存の施設 ● 利用できる（ * 有償 ● 無償 ） * 利用できない</p>							
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8. 使用機材等 	<p>使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課 令和8年度版 設備機材等指定名簿」を参考とする。</p>							
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 9. 製品の検査 	<p>次の機器は原則、監督員及び検査職員立会のもとに工場検査を行うこと。また、検査機器は出来高対象とする。</p> <p>（ 対象機器： _____ ）</p>							
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 10. 参考図 ▶ 11. 発生材の処理 ▷ 12. 小型2次電池の処理 ▷ 13. イオン化式感知器の処理 ▷ 14. PCBを含む機器類 ▷ 15. 概数等発注 	<p>図中参考図の寸法は概略寸法とする。</p> <p>共通事項特記仕様書による。</p> <p>J B R Cの回収システムを利用すること。</p> <p>共通事項特記仕様書 第1章 16による。</p> <p>発生材にPCBを含む機器類がある場合は、PCBが飛散、流失、地下への浸透等がないよう適切な容器に収め、適切な場所に保管する。</p> <p>保管場所・容器については、監督員の指示による。</p> <p>(1) 次に示した項目の工事数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。</p>							

なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること

7. 閲覧用設計書細目別内訳又は別紙明細の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目

4. 次の項目

- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____

(2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることができる。

(3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては施工前に監督員と協議すること。

なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。

(4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。

(1) 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）に基づき、耐震施工を行う。（100kgを超える機器については、計算書を提出すること）

● 一般の施設 ○ 特定の施設 ○ 甲類 ● 乙類

① 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
1階及び	1.0	0.6	0.6	0.4
地下階	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注) () 内の数値は防振支持機器の場合に適用する

② 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）

▶ 16. 耐震措置

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び 地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器は、次のいずれかに該当するものをいう。また、一般機器とは重要機器以外をいう。

イ. 災害応急対策活動に必要な施設等において、施設目的に応じた活動を行うために必要な設備機器

ロ. 危険物を貯蔵又は使用する施設において、危険物による被害を防止するための設備機器

ハ. 避難、消火等の防災機能を果たす設備機器

ニ. 火災、水害、避難の障害等の二次災害を引き起こす恐れのある設備機器

ホ. その他これらに類する機器

重要水槽とは重要機器として扱う水槽類、一般水槽とは一般機器として扱う水槽類を示す

また、水槽類にはオイルタンク等を含む

(2) あと施工アンカーの場合は、監督員と事前協議の上使用することとし、施工後の確認試験は次による。

①施工されたアンカーの固着状況を確認する試験（現場非破壊検査）とする。

②試験箇所、試験荷重等を記載した試験計画書を、試験前に監督員に提出する。

③引抜試験装置は、油圧式加力装置、レンチ式加力装置等とする。
次の設備は防災電源（非常電源）として関係法令等に適合したものであること。

○ キュービクル等 ○ 蓄電池 ○ 発電装置

図中に特記がある場合、及び住戸内を除き「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」を適用する。

金属管の塗装箇所 * 無し

○ 有り（ _____ ）

1) 環境配慮形を使用することを原則とする。

2) アルミケーブルを使用する際は監督員と協議すること。

3) 高圧架橋ポリエチレンケーブル

○ E-Eタイプ（押出成形） ○ E-Tタイプ（テープ巻）

標準仕様書に記載のあるほか下記による。

* JCAA A102 * JCAA K1101

標準仕様書に記載のあるほか下記による。

* JCAA A305

標準仕様書に記載のあるほか下記による。

* JCAA K1101

標準仕様書に記載のあるほか下記による。

* JCAA K1301

図面に特記がある場合を除き標準仕様書の使用区分による。

○ 気密処理を行う。

▷ 17. 防災電源（非常電源）

▶ 18. 配分電盤・端子盤類

▷ 19. 塗装工事

▷ 20. 電線及びケーブル

▷ 21. 直線接続材(低圧)

▷ 22. 直線接続材(高圧)

▷ 23. 末端処理材(低圧)

▷ 24. 末端処理材(高圧)

▷ 25. 位置ボックス

▶ 26. 配線器具用プレート	<p>図中に特記がない場合は下記による。</p> <p>住戸内 ○ 合成樹脂製 その他 ○ アルミ合金製 ● 合成樹脂製 ○ ステンレス製 ○ ネジ止め</p>
▷ 27. フロアプレート	床ボックスに取付のもの（二重床を除く）は水平高低調整形プレートを用いる。
▶ 28. つりボルト	床下ピット等の湿気のある場所に使用するつりボルトは亜鉛メッキ又はステンレス製とする。
▶ 29. ボルト・ナット等	屋外又はそれに類する場所で使用するボルト、ナット等は亜鉛メッキ又はステンレス製とする。
▷ 30. プルボックス	天井内隠蔽部分及び高所取付のプルボックスの蓋に用いるビスは脱落防止ビスとする。
▶ 31. 結露防止	<p>(1) 断熱材は可能な限り欠損させないこと。ただしこれによりがたい場合は、同等以上の処理を行う。</p> <p>(2) 断熱処理箇所に使用するインサートは断熱インサートとする。</p>
▷ 32. 呼び線	長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線（樹脂被覆鉄線等）を挿入する。
▷ 33. はつり工事	<p>はつり作業を行う場合は、事前調査を入念に行い、埋込配管及び主鉄筋への損傷、じんあい処置等について注意して行うこと。</p> <p>作業実施日時を施設管理者と共有し、施工場所の設備機能は、原則として停止すること。</p> <p>電動器具を用いて、はつり工事を行う場合は、金属センサードラム等から電源を供給すること。</p> <p>イ. 埋設物の探査方法</p> <p>＊ 電磁波検査など</p> <p>○ 放射線透過検査</p> <p>対象ヶ所、躯体厚さ、フィルムサイズは図示による。</p> <p>ロ. 設備機能の停止に伴う代替措置</p> <p>影響範囲 ()</p> <p>代替措置 ()</p> <p>放射線透過検査を行う場合は、労働安全衛生法等に定めるところによるほか、次による。</p> <p>作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。</p> <p>放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業員以外の立入り禁止措置を講ずる。</p> <p>露出時間は、コンクリート厚さ等により、適宜調整する。</p> <p>付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。</p> <p>躯体の墨出しは、表裏でズレがないよう措置を講ずる。</p>
▷ 34. その他	(1) MCCB回路とELCB回路に施工する接地は別接地とする。

○	電力設備工事
○	発電設備工事
○	通信・情報設備工事
○	映像・音響設備工事
○	構内配電線路設備 構内通信線路設備
○	環境配慮改修工事

● 機器取り付け高さ

項 目	特 記 事 項
-----	---------

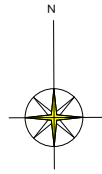
▶ 1. 機器の取付高さは図示のほか下記を標準とする。

【一般建物／公営住宅】

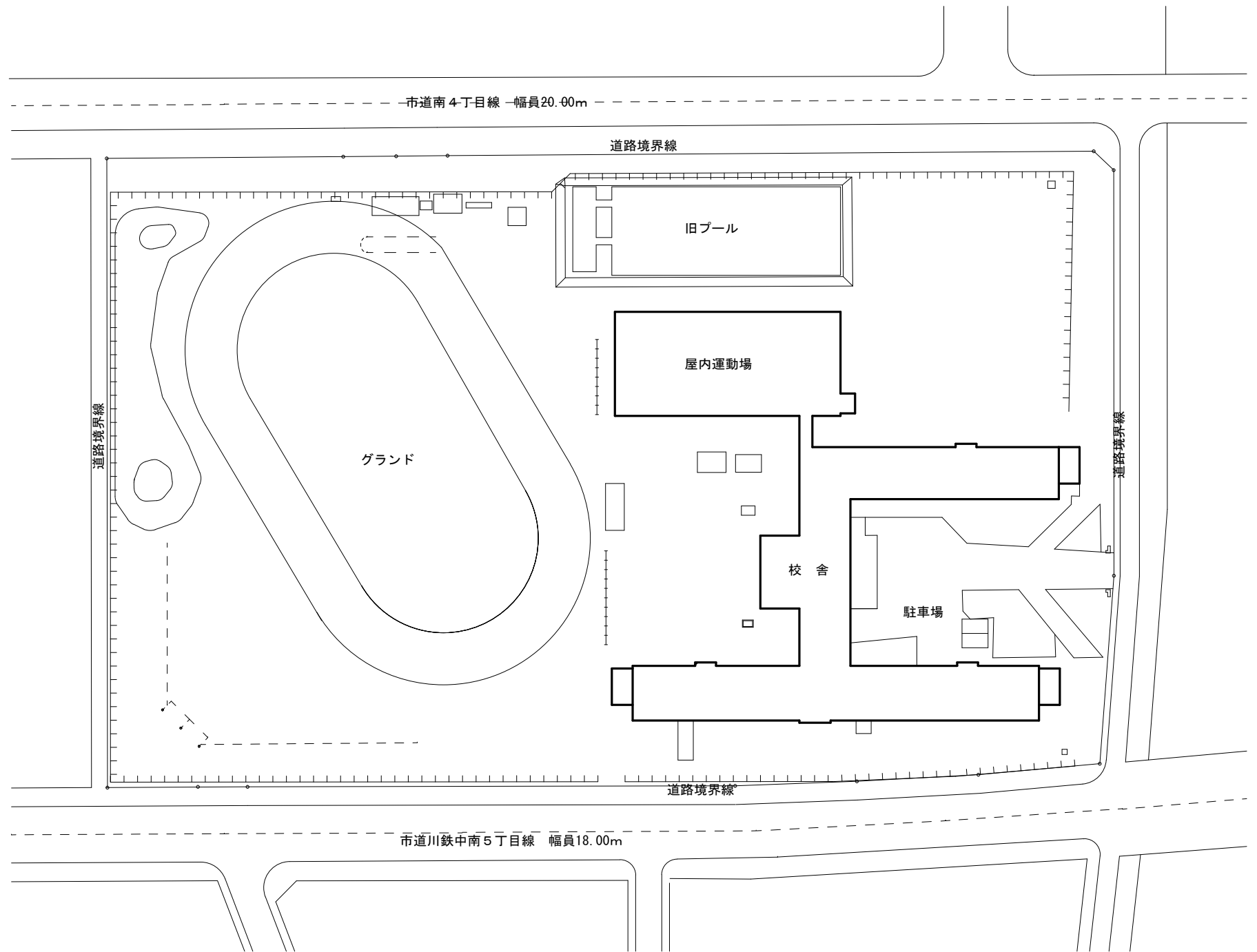
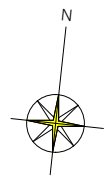
	名 称	測 定	取 付 高 (mm)
共電 通力	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	床上～中心	1,800
電 灯	分電盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
	スイッチ	〃	1,150
	スイッチ (公住) ※	〃	1,100
	コンセント (一般)	〃	400 (帯広市独自で改定)
	〃 (和室)	〃	200
	〃 (台上)	台上～中心	150
	〃 (土間)	床上～中心	600～1,300 (帯広市独自で改定)
	コンセント (公住) ※	〃	400
	〃 (冷蔵庫用) (公住) ※	床上～中心	1,800
	〃 (給湯器・洗面台用) (公住) ※	〃	1,300
	ブラケット (一般)	〃	2,100～2,500
	〃 (踊場)	〃	2,500
	〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150
動 力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
	開閉器箱	〃	1,500
	操作スイッチ	〃	1,300
	操作スイッチ (公住) ※	〃	1,100
電 話	端子盤	床上～下端	300 (帯広市独自で改定)
	保安器箱	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
	壁付位置ボックス	〃	400 (帯広市独自で改定)
	〃 (和室)	〃	200
	壁付位置ボックス (公住) ※	〃	400
	壁付インターホン	〃	1,150
	壁付位置ボックス	〃	1,150
	〃 (和室)	〃	200
	壁付インターホン (公住) ※	〃	1,100
壁付位置ボックス (公住) ※	〃	1,100	
時 計 拡 声	壁掛形親時計	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
	子時計	〃	2,300
	壁掛形スピーカ	〃	2,300
	アッテネーター	〃	1,150

表示	表示盤	床上～中心	2, 300
	表示盤（公住）※	〃	1, 300
	壁付発信器	〃	1, 150
	壁付発信器（公住）※	〃	1, 100
	ベル・ブザー・チャイム	〃	2, 300
	壁付ボタン		1, 150
	多目的便所呼出ボタン	〃	400・850（帯広市独自で改定）
共同受信テレビ	分配器箱	床上～上端	1, 500（上端1, 900以下）
	テレビアウトレット	床上～中心	400（帯広市独自で改定）
	〃（和室）	〃	200
	テレビアウトレット（公住）※	〃	400
	収容箱	床上～上端	1, 500（上端1, 900以下）
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	1, 300（帯広市独自で改定）
	受信機（公住）※	床上～操作盤	800～1, 500
	総合盤	〃	1, 300
	発信機	〃	1, 300
	電鈴	〃	2, 300
	表示灯	〃	2, 100（帯広市独自で改定）

工事場所：帯広市西8条南5丁目1番地



付近見取図



配置図

